

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(SPS 協定)附属書 B の 5(a)に基づくものです。

農薬取締法制度の見直しについて

下記のとおり、農薬取締法の一部を改正する法律(昭和 23 年法律第 82 号)に基づき、農薬取締法施行規則(昭和 26 年農林省令第 21 号)の一部を改正し、再評価制度の導入等を行う予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出ください。

記

1 件名

農薬取締法制度の見直し

2 対象品目

農薬 (関税番号)3808

3 趣旨及び目的

農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬を定期的に再評価する制度を導入する。

また、農薬の登録審査について、農薬原体の規格の設定、農薬使用者及び動植物に対する影響評価の充実を図る。

[改正点]

I. 2018 年施行予定の改正(今回の通報の対象)

農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬を定期的(15 年ごとを想定)に再評価する制度を導入する(初回の再評価は 2021 年を予定)。

また、再評価に加え、農薬メーカーは、毎年、農薬の安全性に関する情報を農林水産大臣に報告しなければならないこととする。

II. 2020 年施行予定の改正(検討中であり、今後通報予定)

農薬の登録審査の見直しとして、農薬使用者に対する影響評価を充実するとともに、環境影響評価について、現在の水産動植物から陸生動植物に対象を拡大する。

4 適用予定日

2018 年 6 月 15 日から、6 月以内(具体的な施行期日は、今後政令で公布予定)

5 意見提出先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL (03)3502-8111 内線 4503

FAX (03)3501-3774

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された日から 60 日間